

## 神奈川県警察監察規程

平成12年3月21日

神奈川県警察本部訓令第4号

神奈川県警察監察規程を次のように定める。

### 神奈川県警察監察規程

(趣旨)

第1条 神奈川県警察の監察については、監察に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第2号)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(監察の目的)

第2条 監察は、警察職員の勤務の実態を把握して、厳正な規律を確保するとともに、業務運営、組織運営等警察行政諸般の実況を査察検討し、その改善、合理化及び効率化を図ることを目的とする。

(監察の種類)

第3条 監察の種類は、総合監察、随時監察及び特命監察とする。

(監察執行官)

第4条 監察の実行者(以下「監察執行官」という。)は、次の各号に掲げる監察の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 総合監察 警察本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 随時監察 横浜市警察部長、川崎市警察部長及び相模方面本部長(以下「市警察部長等」という。)、横浜市警察部副部長、川崎市警察部副部長及び相模方面本部副部長(以下「市警察部副部長等」という。)並びに警務部監察官(以下「監察官」という。)
- (3) 特命監察 警務部長、市警察部長等、市警察部副部長等及び監察官

(監察従事員)

第5条 監察に従事する者(以下「監察従事員」という。)は、監察執行官を補佐し、その命を受けて監察の事務に従事するものとする。

- 2 監察従事員は、横浜市警察部、川崎市警察部及び相模方面本部(以下「市警察部等」という。)並びに警務部監察官室の職員とする。ただし、本部長は、市警察部等及び警務部監察官室の職員以外の監察従事員を必要とする場合は、警察本部の職員をして臨時に監察の事務に従事させることができる。

(監察実施計画の作成)

第6条 警務部監察官室長(以下「監察官室長」という。)は、本部長の承認を得て、監察実施計画を作成するものとする。

- 2 監察官室長は、監察実施計画の作成に当たっては、市警察部長等と協議するものとする。

(総合監察)

第7条 総合監察とは、警察運営の各般にわたって行う次の監察をいう。

- (1) 業務監察 警察職員(以下「職員」という。)の事務を査察する監察
- (2) 本部長巡閲 職員の意見、要望を聴き、併せて実務の指導教養を行い、士気の高揚

## を図る監察

- 2 総合監察は、警察署を対象として、毎年期日を定めて行うものとする。
- 3 監察執行官は、必要により、本部長巡閲の実施を総務部長、警務部長又は市警察部長等に代行させることができる。
- 4 監察執行官は、総合監察を実施するときは、次の事項を実施のおおむね7日前までに、当該監察を受ける警察署長に通知するものとする。
  - (1) 監察の日時
  - (2) 監察の方針
  - (3) 監察の実施要領
  - (4) 提出すべき書類
  - (5) その他必要な事項(総合監察後の措置)

第8条 前条第3項の規定により本部長巡閲の実施を代行した者(以下「巡閲代行者」という。)は、本部長巡閲が終了したときは、その結果に意見を付して、文書により本部長に報告しなければならない。

- 2 巡閲代行者は、前項の報告を行ったときは、その結果を監察官室長に通知するものとする。
- 3 本部長は、総合監察を受けた警察署長に対し、当該監察の結果について文書若しくは口頭をもって講評を行い、又は他の者を指名して行わせるものとする。
- 4 警察署長は、前項の講評において改善を指摘された事項については、速やかに適切な措置を講じ、その結果を監察官室長を経由して本部長に報告しなければならない。

## (随時監察)

第9条 随時監察とは、必要に応じて監察事項を指定して行う監察をいう。

- 2 随時監察は、重要課題をとらえて、その都度重点的に査察し、又は平素の勤務状況を査察して、適正な職務執行を確保し、併せて規律の保持に関する指導教養を行うものとする。
- 3 監察執行官は、次の各号に掲げる事項について監察計画を作成し、随時監察を行うものとする。

- (1) 監察の日時及びその部署
- (2) 監察の方針
- (3) 監察の実施要領

## (特命監察)

第10条 特命監察とは、特命事項について行う監察をいう。

## (随時監察又は特命監察後の措置)

第11条 監察執行官は、随時監察又は特命監察が終了したときは、その結果に意見を付して、文書により本部長に報告しなければならない。

- 2 監察執行官は、前項の報告を行ったときは、その結果を監察官室長に通知するものとする。
- 3 監察執行官は、随時監察又は特命監察を受けた所属の長(以下「受監所属長」という。)に対し、当該監察の結果を文書又は口頭により講評するものとする。

4 受監所属長は、前項の講評において改善を指摘された事項については、速やかに適切な措置を講じ、その結果を監察官室長を経由して本部長に報告しなければならない。

(資料の提出等)

第12条 監察執行官は、監察実施上必要があるときは、職員に資料の提出を命じ、又は指定した日時及び場所に出頭を求めることができる。ただし、特に必要がある場合のほか、あらかじめ当該職員の属する所属の長に通報するものとする。

(監察の協力)

第13条 警察本部の部長、課長及び部の附置機関の長並びに警察学校長(以下「部課校長」という。)は、その所管事項に関する令達その他の資料で監察上参考となるものについては、監察執行官に連絡するなど、その職務に協力しなければならない。

(監察実施上の留意事項)

第14条 監察の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) すべての職員に警察の使命を自覚させ、厳正な規律と適正な職務執行を確保し、併せて職員の士気高揚を図ることに重点を置くこと。
- (2) 厳正かつ公平を旨とし、非違非行の摘発のみを目的とすることなく、日常勤務の実態を把握するよう努めること。
- (3) 単に書類審査又は事務の聴取にとどまることなく、進んで実地調査、応問等を行い、業務の合理化及び効率化を図るよう努めること。
- (4) 関係者の人権に配慮すること。
- (5) 必要な限度を超えて監察を受ける所属の日常業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

2 監察執行官及び監察従事員は、監察実施上知り得た公私の秘密を厳守しなければならない。

(監察結果の活用)

第15条 監察官室長は、監察の結果、参考となる事項については、部課校長及び警察署長に通知しなければならない。

2 部課校長及び警察署長は、監察の結果を職務に活用し、業務の改善、合理化及び効率化を図るよう努めなければならない。

(警察署長の行う査察)

第16条 警察署長は、第2条の目的をもって、毎年期日を定めて、交番及び駐在所について総合的な査察を行い、その結果を本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。